

いわき市告示第 119 号

指定相談支援事業所の廃止について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 25 第 4 項の規定に係る届出に基づき、次のとおり廃止したので、同法第 51 条の 30 第 2 項第 2 号の規定に基づき告示する。

令和 8 年 7 月 8 日

いわき市長 内田 広之

【廃止した指定相談支援事業所】

事業所の名称	こうのとり
事業所の所在地	いわき市内郷御厩町二丁目 74 番地
事業者の名称	(有)こうの介護サービス
主たる事務所の所在地	いわき市内郷御厩町二丁目 74 番地
サービスの種類	指定特定相談支援
事業所番号	0 7 3 0 4 0 2 0 5 4
廃止年月日	令和 8 年 7 月 31 日